

印西市告示第164号

印西市建設工事等に係る設計違算に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び最低制限価格を付した街路樹管理業務、公園管理業務、草刈業務その他これらに類する業務の委託（以下「建設工事等」という。）に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、建設工事等の入札執行に際し、設計違算が判明した場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「設計違算」とは、積算条件と異なる単価、歩掛等の適用により、単価及び金額の記載された設計書（以下「金額入り設計書」という。）を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいい、積算数量等の不整合は含まないものとする。

(開札前の対応)

第3条 市長は、入札の公告又は指名通知の発行を行ってから開札する前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、入札を中止するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場説明書により通知した現場説明の質問に対する回答書（以下「質問回答書」という。）の回答期日前であって、設計違算の内容及び金額の誤りが軽微である場合は、設計違算を訂正し、質問回答書の回答期日までに、入札参加者に周知することにより、入札を続行することができるものとする。

(落札者決定前の対応)

第4条 市長は、開札を行ってから落札者を決定する前までの間に設計違算が判明した場合は、入札を無効とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、設計違算の内容及び金額が軽微であり、かつ、落札者の決定に影響がない場合であって、当該入札の落札候補者が契約の締結を望むときは、入札を有効とし、落札者を決定することができるものとする。

(契約締結前の対応)

第5条 市長は、落札者を決定してから契約を締結する前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、入札を無効とし、落札者の決定を取り消すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であり、かつ、落札者の決定に影響がない場合であって、当該入札の落札者が契約の締結を望むときは、入札を有効とし、契約を締結することができるものとする。

(契約締結後の対応)

第6条 市長は、契約を締結した後に設計違算があったことが判明した場合は、契約を解除するものとする。この場合における入札及び落札者の決定の取扱いについては、前条第1項の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であり、かつ、落札者の決定に影響がない場合又は工事の履行状況等により契約を解除しがたい場合において、当該相手方が契約の継続を望む場合は、契約を継続することができる。

(その他の対応)

第7条 市長は、第4条第2項の規定により落札者を決定し、若しくは第5条第2項の規定により契約を締結し、又は前条第2項の規定により契約を継続する場合は、設計違算を訂正し、別記様式により当該者及び入札参加者に通知するものとする。

(公表)

第8条 市長は、第4条第1項若しくは第5条第1項の規定により入札を無効とし、又は第6条第1項の規定により契約を解除した場合は、速やかに公表するものとする。

附 則

この告示は、平成29年2月1日から施行する。

別記様式（第7条）

第 号
年 月 日

様

印西市長

設計違算に係る設計書の訂正、入札の有効及び契約の締結について

このことについて、 年 月 日付けで開札した下記の建設工事等に関し、
設計違算を確認いたしました。

確認の結果、落札者等の決定に影響がなかったため、印西市建設工事に係る設計違算に
関する事務取扱要綱第7条の規定により、通知いたします。

記

- 1 建設工事等の名称
- 2 開 札 日
- 3 落 札 者 等
- 4 当 初 の 設 計 額
- 5 訂 正 後 の 設 計 額